

提案書の作成について

〈注意事項〉

- 1 提案書は、表紙となる【様式 6】提案書及び自由様式に基づき作成してください。
- 2 提案書記載事項の項目に沿って記載し、枚数（1セット）は必要最低限にまとめてください。
- 3 用紙の大きさはA4版とします。
- 4 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
 - (1) 提案は、文書・図表、グラフ等を使用し、分かりやすく簡潔に記載してください。
 - (2) ページ番号を通して振ってください。
 - (3) 文字は注記等を除き原則 10 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
 - (4) 提出する書類には、表紙【様式 6】を除き、一切社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）を表記しないでください。
 - (5) 印刷した際にモノクロ複写、印刷する場合でも見易くなるように配慮してください。
 - (6) 提案書の記述内容に不整合等があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなします。
 - (7) ヒアリング時は、パソコンの持ち込みが可能です。（モニターは本市で用意します。）
- 5 書類を提出する際は、【別紙 2】提出物チェックリストで確認してください。

■ 提案書記載事項

1 実施体制等（自由様式）

会社・団体概要、統括担当者を含む人員体制、全体プロジェクト管理方法など業務実施体制等を提案してください。

※いずれも、社名、代表者名、社員名、企業ロゴ、メールアドレス、その他社名が分かるものは一切表記を行わないこと。

※協力企業等がある場合は、協力企業等に依頼する業務内容と、依頼する企業数の見込みについて明記すること。

2 ウェブサイト構築等を含む当該業務に関する具体的な提案（自由様式）

(1) 業務実施方針

(2) 業務実施スケジュール

(3) トップページの構成・デザインイメージ（必須構成内容のイメージも含む）

トップページの構成・デザインイメージ及び業務説明資料に記載のある必須構成内容の構成イメージを提出してください。また、スマートフォン画面でのデザイン及び構成イメージも提出してください。

(4) サイトの構築方法

(5) セキュリティ対策

(6) 令和7年度以降の機能の追加・拡充についての提案

令和7年度、令和8年度にかけての機能追加及び拡充についての具体的な提案を作成してください。

※文書・図表・グラフ等を使用し、わかりやすく簡潔に記載してください。

※多色刷りは可としますが、モノクロ複写を想定し、見やすさに配慮してください。

3 操作性向上に向けた取組みについて（自由様式）

ユーザー目線での操作性向上に向けたUI/UXに関する取組や必要な情報にたどり着くための工夫に関して提案してください。

※類似実績がある場合はそれを踏まえて提案してください。

4 業務実績について（自由様式）

今回携わる予定のデザイナー、クリエイターが制作した過去のウェブサイトの制作実績や、UI/UXを重視したウェブサイト設計業務、自治体はじめ国内外との業務経験等の実績など、本業務の実績に寄与する事業実績を記載してください。

ウェブサイトに関する実績の場合は、該当するウェブサイトのURLを掲載してください。

5 参考見積書について（自由様式）

令和6年度及び令和7年度、令和8年度の業務に係る人件費、実費等の経費について、できるだけ詳細な内訳を明記した参考見積書を作成してください。

※令和6年度の上限価格については、「提案書作成要領」を参照

6 企業としての取組について【下記の通り】

ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組について、該当する場合は、次のとおり有効期限内の資料を提出してください。

※下記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料提出は不要です。

対象	提出資料
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画書の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画書の写し」
次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）を取得している場合	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している場合	「認定通知書の写し」
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している場合	「認定通知書の写し」または「認定書の写し」
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	「認定通知書の写し」

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、 横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証	健康経営銘柄、健康経営優良法人を取得している場合は 「認定証の写し」、横浜健康経営認証を受けている場合は 「認証通知書」の写し